資料番号 １

知事等の退職手当の支給割合の考え方

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 支給額 | 意見具申（案）に記載する考え方 |
| **２０**／  １００ | 知　事：1,258万円  副知事： 989万円  　　　（　791万円） | [案１]  ○最高裁判所裁判官の退職手当支給率とする。  【課題】  　・特になし。  　・対外的にも根拠を持って説明可能な考え方。 |
| **１５**／  １００ | 知　事：　943万円  副知事： 742万円  　　　（　593万円） | [案２]  ○民間の役員退職慰労金の平均値（14.8～17.7／100）と同等とする。  【課題】  　・役員の退職慰労金を調査した資料がほとんどなく、以下の資料においてもサンプル数が少ないこと。  　　　民間企業における退職給付制度の実態に関する調査  →役員退職慰労金のモデル額に回答：１４３社  　　　2010年度版 役員の退職慰労金  →社長の功績倍率に回答：２０社  　・府の財政状況等からみて、民間の退職慰労金と同等で良いか。 |
| **２０**／  １００  ただし  当分の間  **１０**／  １００ | 知　事： 629万円  副知事： 494万円  　　　（　396万円） | [案３]  ○制度線（条例上の額）としては、最高裁判所裁判官の退職手当支給率（20／100）を採用するが、変革に立ち向かわなければならない大阪のリーダーとして、民間水準（14.8～17.7／100）を上回るべきではないとの考え方に立ち、また、前知事の特例減額も踏まえると、一般職の退職手当のカット期間と同様に、当分の間、50％カットの水準となるよう、意見具申する。  【課題】  　・８月の答申では、特別職の判断に委ねた特例減額の減額割合にまで審議会が意見具申の中で踏み込みことになる。（８月の答申との整合性が問題） |

　※支給額は、８月に答申した給料月額をもとに算出。［知事：131万円、副知事：103万円］

　　支給額の（　　）内の額は、特例減額後の額。［副知事：20％減額］

意見具申（案１）… 20／100

　本審議会では、知事、副知事の退職手当の支給割合の審議にあたり、上記（３）①に記載のとおり、国における最高裁判所裁判官の状況について調査を行った。

最高裁判所裁判官の退職手当の考え方は、司法界の頂点に立ち、重大な役割を担っている最高裁判所は、その裁判官に広く各界から識見の高い人物を得なければならず、その地位、役割にふさわしい処遇を必要としている。知事、副知事の職務について本審議会においても聞き取りを行い、その職責や役割の重さを再認識したところである。

　本審議会としては、本府における知事、副知事の現在の退職手当の支給割合は平成13年4月に改正されて以降、見直しを行っていないこと、また、平成18年度に最高裁判所裁判官の支給割合が大幅な見直しされていることを考慮すると、知事の退職手当の支給割合を現行の３分の１である20／100とすることが適当と考える。

意見具申（案２）… 15／100

　本審議会としては、上記（３）③の調査結果をもとに、知事、副知事の退職手当の水準を民間の退職慰労金の水準と同等の14.8～17.7／100の間で定めるべきであることから、これらの数値を整理し、知事、副知事の退職手当の支給割合について審議した結果、15／100とすることが適当と考える。

意見具申（案３）… 10／100

（案１）と同様の内容

その上で、８月の議員報酬及び知事等給料に関する答申では、財政状況を踏まえた特例減額の必要性について言及したところであり、退職手当については、一般職が当分の間、５％の削減を行っていることを踏まえ、本審議会としても知事等の退職手当について、特例的な措置について提言せざるを得ないと考える。

本審議会としては、20／100の支給割合を基本としつつ、変革に立ち向かわなければならない大阪のリーダーとして、民間役員の退職慰労金の水準（14.8／100～17.7／100）を上回るべきではないこと、退職手当についても前知事が50％の特例減額を行っていたことなどを総合的に勘案し、当分の間、知事及び副知事の退職手当の支給割合について50％カットの水準となるよう提言する。